

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>【公募要領】  
「第3版」から「第4版」(2020年4月27日)への新旧対照表

2020年4月27日  
全国商工会連合会

該当ページ (「第3版」のページ数)	旧(第3版:2020年4月15日公表)	新(第4版:2020年4月27日公表)
表紙・右上	第3版:2020年4月15日	第4版:2020年4月27日
P2・3行目 P2・5行目 P2・27行目	— (注8) —	(注8) (注9) (注7) 法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、補助上限が100万円に引き上がります。
P2・31行目 P2・35行目	(注7) (注8)	(注8) (注9)
P3・4行目	—	注7)
P9・4行目 15行目 25行目 35行目	—	(□「法人設立が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主に該当」)
P15・13行目	※(2)の上限は50万円。ただし「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」の場合は、上限100万円。	※(2)の上限は50万円。ただし「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者」および <u>法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降で</u>

P15・19行目		<p>ある個人事業主の場合は、上限100万円。</p> <p>□ 法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主(申請時に「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の添付が必須です。)</p>
P21・28行目	<p>②複数の小規模事業者等による共同実施の中で、「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」に該当する小規模事業者がいる場合：<math>50万円 \times</math>でない小規模事業者等の数<math>+100万円 \times</math>に該当する小規模事業者の数</p>	<p>②複数の小規模事業者等による共同実施の中で、<u>(1)</u>「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者」に該当する小規模事業者、<u>(2)</u>法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主がいる場合：  <math>50万円 \times</math>「<u>上記(1)</u>および<u>(2)</u>」でない小規模事業者等の数<math>+100万円 \times</math>「<u>上記(1)</u>および<u>(2)</u>」に該当する小規模事業者の数</p>
P22・8行目	—	<p>□ 法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主に該当(申請時に「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」、または「開業届」の添付が必須です。)</p>
P43・29行目	「認定市区町村による特定創	①「認定市区町村による特定創

P68・1行目	業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者（*1）については、補助上限額が100万円となります。	業支援等事業の支援」を受けた <p>&lt;法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主&gt;</p> <p>である個人事業主については、  <small>【会社(企業組合・協業組合を含む)の原本】</small>      補助上限額が100万円となります  <small>◇申請者の提出日から3か月以内の日付のものに限りま</small></p>
P47・2行目	—	<p>&lt;法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主&gt;</p> <p>上記の者が補助上限額の引き上げを希望する場合は、「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」または「開業届」の提出が必須となります。</p> <p><small>◇共同申請の場合には、該当する社のみ証明書を提出してください。</small></p> <p><small>◇法務局(登記所)発行のみ有効であり、インターネット</small></p>
		<p>上で閲覧できるサービスを利用して取得できるサービスを利用して取得できる登記情報には、法的な証明力はなく、証明書としては認められません。</p>

		<p>【個人事業主の場合】  <input type="checkbox"/>開業届  (税務署  受付印の  あるもの)【必須】</p>	<p>写し  1部</p>	<p>◇電子申告した方は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください  ◇共同申請の場合には、該当する者のみ提出してください。</p>
--	--	---	-------------------	--

以上